

## 自治体国際交流表彰の募集について

1. 表彰団体  
都道府県、市区町村又は地域国際化協会、国際交流協会等の民間非営利団体
2. 賞の種類及び表彰団体数  
総務大臣賞 3団体以内  
(注1) 総務大臣賞の表彰対象事業例については、「別紙1」をご覧ください。  
(注2) 表彰の実施内容については、「第7回(平成24年度)自治体国際交流表彰(総務大臣賞)実施要綱」をご覧ください。
3. 選考方法  
別に設置する審査委員会の審査を経て、総務省と当協会が決定します。

### 4. 提出書類

#### (1) 【自薦方式】応募書

表彰対象	総務大臣賞
自治体	応募書(様式1-1)
民間団体	応募書(様式1-2)

#### (2) 【他薦方式】推薦書

推薦団体	総務大臣賞
都道府県 政令指定都市	『国際交流の事例』(様式2-1) または 推薦書(様式2-2)

#### (3) 添付書類

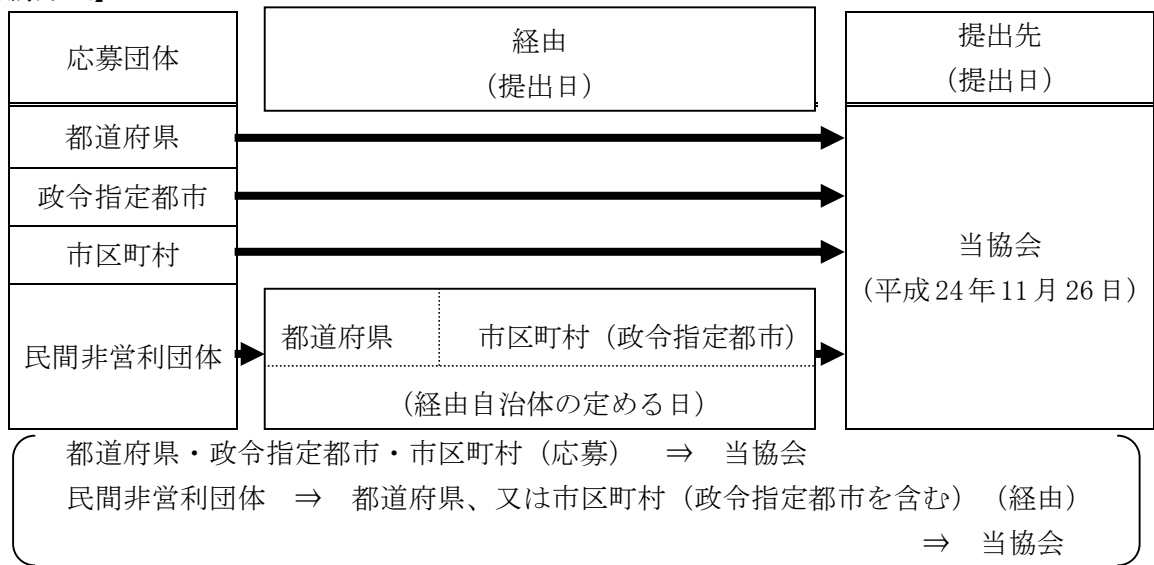
- ① 交流事業実施中の写真2点以上を、解説添付の上お送りください。(必須)
- ② 事業報告書、事業告知、事業報告媒体等、事業内容が把握できるもの。  
※事業報告書提出の場合は、写真等も含めお送りください。書式は問いません。  
※事業告知(パンフレット、新聞広告記事等イベント内容のわかるもの)、姉妹提携の相手国側で報道された新聞記事等含みます。

#### 提出時の注意事項:

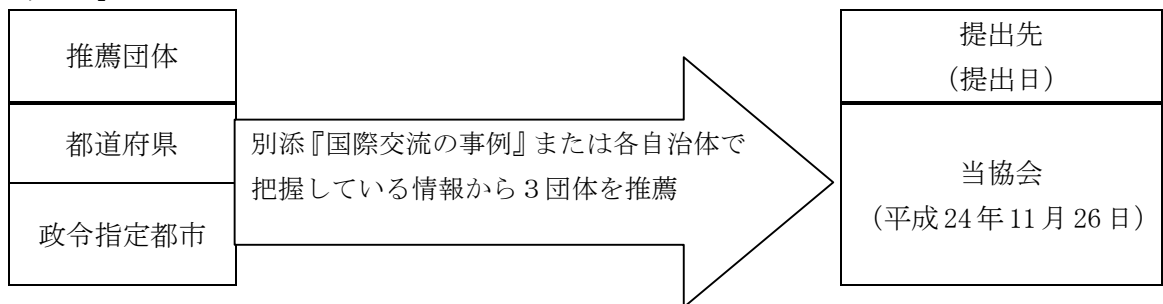
- 上記①②ともに書式は問いませんが、(1)応募書、(2)推薦書とともに、メール添付ファイルにてお送りください。(現物の郵送は不要です)
- ②をスキャンされる際には、「PDFファイル」にてお願いいたします。  
データが重い場合は、CD-ROMで郵送してください。

5. 提出先・提出期限

【自薦方式】



【他薦方式】



※当該推薦された団体の合意が得られた上で、表彰審査の対象となります。

6. その他

表彰式を別途開催し、受賞団体は事例発表を行っていただきます。

受賞団体の事業内容については、当協会の機関誌「自治体国際化フォーラム」及びホームページ（英語版含む）等で広くPRする予定です。

7. 問い合わせ先

財団法人自治体国際化協会 交流支援部交流親善課 担当 清水

住所：〒102-0083 東京都千代田区麴町1丁目7番 相互半蔵門ビル6階

電話：03-5213-1723 FAX：03-5213-1742 E-mail：[k-shimizu@clair.or.jp](mailto:k-shimizu@clair.or.jp)

## 第7回（平成24年度）自治体国際交流表彰（総務大臣賞）の改訂概要

### ◇名称

「姉妹自治体交流表彰」から「自治体国際交流表彰」へ変更

### ◇表彰対象となる取組

姉妹自治体提携に基づく交流活動のほか、海外自治体と特定分野（教育、経済、観光、防災など）の協定、覚書などに基づく交流、及びこれに準ずる交流（協定等によらないが、国内自治体が公認し、継続性があるもの）についても含まれるものとする（別紙1参照）。

#### （想定事例）

- ①姉妹自治体提携に基づき、高校生を対象にテーマを特定したホームステイ事業を長年実施し、国際協力の分野での人材育成に貢献している事例
- ②観光分野での協定に基づき、相手方自治体でのイベント等を通し、活発にPRした結果、相手国からの観光客数が増加した事例
- ③協定等には基づかないが、東日本大震災を契機に海外自治体からの支援等を通じて、新しい交流や絆が生まれた事例

### ◇応募方法

- (1) 都道府県・市区町村（政令指定都市含む）、民間非営利団体 ⇒ 自薦
- (2) 民間非営利団体 ⇒ 都道府県又は市区町村（政令指定都市含む）を経由して提出  
※民間非営利団体についても推薦は不要。

### ◇他団体推薦

都道府県及び政令指定都市は、姉妹自治体交流等を行っている自治体や民間非営利団体の取組3団体を推薦する。

推薦する際は、別添『国際交流の事例』（様式2-1）より選出、または『国際交流の事例』に記載がない団体や取組を推薦する場合は、別に定める推薦書（様式2-2）を協会へ提出する。

※当該推薦された団体の合意が得られた上で、表彰審査の対象となる。

## 第7回（平成24年度）自治体国際交流表彰（総務大臣賞）実施要綱

### 1 趣旨

日本の自治体と海外の自治体の姉妹自治体提携等に基づく交流活動（以下、「自治体国際交流」という。）のうち、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体を表彰し、広く全国に紹介することによって、自治体国際交流の更なる活性化を図り、もって、地域の国際化に資することを目的とする。

※ 名称を従前の「姉妹自治体交流表彰」から「自治体国際交流表彰」へと改称する。

※ 「自治体国際交流」には、姉妹自治体提携に基づく交流活動のほか、海外自治体と特定分野（教育、経済、観光、防災など）の協定、覚書などに基づく交流、及びこれに準ずる交流（協定等によらないが、国内自治体が公認し、継続性があるもの）についても含むものとする（別紙1参照）。

### 2 主催

総務省及び財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という。）

### 3 表彰対象団体

自治体国際交流を行っている次の団体とする。

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村（政令指定都市を含む。）
- (3) 地域国際化協会、国際交流協会等の民間非営利団体（以下、「民間非営利団体」という。）

### 4 賞の種類及び表彰団体数

総務大臣賞 3団体以内

### 5 審査基準

次の(1)～(6)の各項目を審査基準とする。

- (1) 先進性 他の模範となる先進的な取組 等
- (2) 独自性 創意工夫、地域独自の特性を活かした取組 等
- (3) 継続性 活動の継続、効果や実績の定着、（実績は少なくとも）今後の活動の継続性・発展性が期待できる取組 等
- (4) 活発性 活動内容の充実の度合い、頻度 等
- (5) 協働性・連携性 住民や企業との協働、連携 等
- (6) 効果 地域の国際化、地域経済の活性化、地域の知名度やイメージの向上 等

## 6 応募方法

### 【自薦方式】

表彰を希望する団体は、都道府県、及び市区町村（政令指定都市を含む）にあつては直接、民間非営利団体にあつては都道府県または市区町村（政令指定都市を含む）を経由して、別に定める応募用紙を協会に提出する。

### 【他薦方式】

都道府県及び政令指定都市は、創意と工夫に富んだ姉妹自治体交流等を行っている他自治体や民間非営利団体の取組を3団体推薦する。推薦する際は、別添『国際交流の事例』より選出するか、または『国際交流の事例』に記載がない団体や取組を推薦する場合には、別に定める推薦書を協会へ提出することとする。

なお、当該推薦された団体の合意が得られた上で、表彰審査の対象となるものとする。

## 7 選考方法

- (1) 有識者等で構成する審査委員会の審査を経て、総務省と協会が決定する。
- (2) 審査委員会の設置及び運営については、別に定める。

## 8 表彰式

別に定める日に開催する。

## 9 このほか、表彰の実施に関し必要な事項は、総務省と協会が協議のうえ定める。